

# 平成十七年法律第二十四号

## 地域再生法

目次

第一回 総則（第一条—第三条の三）	第二回 地域再生基本方針（第四条—第四条の三）	第三回 地域再生計画の認定等（第五条—第十一条）
第四回 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置	第五回 地域再生協議会（第十二条）	第六回 認定の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策その他の関連まち・ひと・しごと創生交付金（第十三条・第十三条の二）
第七回 地域再生支援利子補給金等の支給（第十四条・第十五条）	第八回 特定地域再生事業に係る課税の特例（第十六条）	第九回 地域再生事業に係る地方債の特例（第十七条）
第十回 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二—第十七条の六）	第十五回 地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の十七—第十七条の二十二）	第十五回 地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の二—第十七条の六）
第十一回 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等（第十七条の二十四—第十七条の三十五）	第十二回 商店街活性化促進事業計画の作成等（第十七条の三十六—第十七条の五十三）	第十二回 商店街活性化促進事業計画の作成等（第十七条の三十六—第十七条の五十三）
第十三回 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等（第十七条の五十四・第十七条の五十五）	第十四回 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の五十六—第十七条の五十八）	第十四回 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の五十六—第十七条の五十八）
第十五回 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の六十一—第十七条の六十）	第十六回 第十七条 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第十八条）	第十六回 第十七条 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第十八条）
第十六回 地域再生推進法人（第十九条—第二十三条）	第十七回 地域再生基本方針（第十九条—第二十三条）	第十七回 地域再生基本方針（第十九条—第二十三条）
第十七回 地域再生本部（第二十四条—第三十三条）	第十八回 雜則（第三十四条—第三十七条）	第十八回 雜則（第三十四条—第三十七条）
第十九回 罰則（第三十八条—第四十二条）	附則	第十九回 罰則（第三十八条—第四十二条）

を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備をする総合的かつ効果的に行うことを目指として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念にのつとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (関連する施策との連携)

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に関する施策の推進に当たっては、経済社会の構造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

### (多様な主体の連携及び協働)

第三条の三 国は、地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係行政機関の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者その他関係者と相互に連携し、及び協働するよう努めなければならない。

## 第二章 地域再生基本方針

### (地域再生基本方針の策定)

第四条 政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「地域再生基本方針」という。）を定めなければならない。

### (地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする)

一 地域再生の意義及び目標に関する事項  
二 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 特定政策課題（地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるもの）

四 第五条第一項に規定する地域再生計画の同条第十五項の認定に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な事項

六 地域再生基本方針は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第二百三十六号）第一条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

七 内閣総理大臣は、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の案について閣議の決定を求めるべきならない。

八 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、地域再生基本方針を公表しなければならない。

九 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域再生基本方針を変更しなければならない。

十 第四項及び第五項の規定は、前項の地域再生基本方針の変更について準用する。

### (新たな措置の提案)

第十四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために政

府が講ずべき新たな措置に関する提案を募集するものとする。

二 内閣総理大臣は、前項の提案がされた場合において、地域再生本部の議を経て、当該提案を踏

まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

三 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、変更後の地域再生基本方針を公表しなければならない。

四条の三 次条第一項の規定による認定の申請をしようとする地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六六十七号）第二百八十四条第

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生本部の設置、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もつて個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域における創意工夫を生かしつゝ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会

一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。）は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の提案について準用する。

3 2 内閣総理大臣は、第一項の提案がされた場合において、地域再生本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知しなければならない。

### 第三章 地域再生計画の認定等

#### （地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るために計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 地域再生計画の区域  
2 地域再生を図るために行う事業に関する事項

3 計画期間  
前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

1 地域再生計画の目標  
2 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

1 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において單に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において單に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」といふ。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの

1 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業  
2 移住及び定住の促進に資する事業

イ 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業  
イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの

1 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業  
2 移住及び定住の促進に資する事業

イ 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの

1 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業  
2 移住及び定住の促進に資する事業

イ 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業  
イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの

1 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業  
2 移住及び定住の促進に資する事業

イ 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業  
イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの

1 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業  
2 移住及び定住の促進に資する事業

イ 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業  
イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの

1 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業  
2 移住及び定住の促進に資する事業

第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を設定することとその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の三において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項

三 地域における雇用機会の創出その他の地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行ふのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

四 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十八号に規定する事業を除く。）であつて次に掲げるもの（次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であつて金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福利サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであつて地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（同項を除き、以下単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの

ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業

五 次に掲げる地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の寄宿舎、社宅その他の福利厚生施設であつて内閣府令で定めるもの又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であつて内閣府令で定めるもの（第十七条の六において「特定業務施設」という。）を整備する事業を含む。以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」という。）に関する事項

イ 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの（以下この号及び第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

ロ 集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

イ 地方活力向上地域（集中地域のうち、人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

ロ 自然的経済的条件からみて一体である地域であつて当該地域の来訪者又は滞在者（以下この号及び第十七条の七第四項において「来訪者等」という。）の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行つ事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もつて当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であつて特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を行う活動を行うことを目的とする会社をいう。以下この号において同じ。）が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの（以下「地域来訪者等利便増進活動」という。）に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域來

訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、当該地域來訪者等利便増進活動を実施する特定非営利活動法人等（以下「地域來訪者等利便増進活動実施団体」という。）に対して交付金を交付する事業に関する事項  
イ　來訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動  
ロ　來訪者等の増加を図るために広報又は行事の実施その他の活動

七　商店街活性化促進区域（地域における経済的・社会的活動の拠点として商店街が形成される区域であつて、当該商店街における小売商業者又はサービス業者の集積の程度、商業活動の状況その他の状況からみてその活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、当該商店街の活性化により地域経済の発展及び地域住民の生活の向上を図ることが適當と認められる区域をいう。以下同じ。）において、商店街の活性化を図るために行う事業であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの（第十七条の十三第一項及び第二項において「商店街活性化促進事業」という。）に関する事項

八　集落生活圏（自然的・社会的諸条件からみて一體的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を含む一定の地域をいい、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項に規定する市街化区域（都第十七条の三第一項及び第二項において「商店街活性化促進事業」という。）に関する事項創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項  
九　前号に規定する事業と一体的に推進する事業であつて、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十九号）第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の二十三において同じ。）が行うものに関する事項  
十　生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的・経済的・社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的・発展を図ることが適當と認められる地域をいう。以下同じ。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

十一　地域住宅団地再生区域（自然的・経済的・社会的条件からみて一體的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であつて、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保（以下「住宅団地再生」という。）を図ることが適當と認められる区域をいう。以下同じ。）において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業であつて、地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資するもの（以下「地域住宅団地再生事業」という。）に関する事項  
十二　農村地域等移住促進区域（人口の減少により、その活力の維持に支障を生じ、又は生ずるものであると認められる農村地域その他の農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧のために供されるものをいう。以下同じ。）を含む一定の区域であつて、当該区域に移住する者を増加させることによりその活力の向上を図ることが必要と認められる区域をいう。以下同じ。）において、当該農村地域等移住促進区域内における既存の住宅の取得又は賃借（第十七条の五十四第三

項第一号及び第十七条の五十五において「既存住宅の取得等」という。）及び農地又は採草放牧地についての同法第三条第一項本文に掲げる権利の取得を支援することにより当該農村地域等移住促進区域への移住の促進を図るために行う事業であつて、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するもの（第十七条の五十四第四第一項及び第三項において「既存住宅活用農村地域等移住促進事業」という。）に関する事項

十三　地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設（以下「地域農林水産業振興施設」という。）を整備する事業に関する事項

十四　地方公共団体が所有し、又は管理する土地又は施設の有効活用を図る事業であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十九号）第二条第二項に規定する公共施設等の整備等（当該地方公共団体の長が管理者となる同条第一項に規定する公共施設等に係るものに限る。）を伴うものに限る。）のうち、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの（第十七条の五十九第一項において「民間資金等活用公共施設等整備事業」という。）に関する事項

十五　構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第一条第二項に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（第十項及び第十七条の六十において単に「構造改革特別区域計画」という。）が作成されているものに限る。）であつて、地域において単に「構造改革特別区域計画」という。）が作成されているものに限る。）の就业の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十六　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の十三第三項及び第十七条の六十一において「中心市街地活性化基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十七　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第二項第七号に規定する支援の事業（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の六十一において「地域経済牽引事業促進基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

十八　地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第二百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

十九　地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

二十　次に掲げる者は、地方公共団体に対し、地域再生計画を作成することを提案することができます。この場合には、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

二十一　当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者

二十二　前号に掲げる者のほか、同号の地域再生計画に関する者

二十三　前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域再生計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

二十四　地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、第十二条第一項の地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生協議会における協議をしなければならない。

9	第一項の規定による認定の申請には、第五項の規定により特定地域再生事業を実施する者の意見を聴いた場合にあっては当該意見の概要を、前項の規定により地域再生協議会における協議を行った場合にあっては当該協議の概要を添付しなければならない。
10	地方公共団体は、第四項第十五号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構造改革特別区画法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区画計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。
11	地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下この認定において「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第十三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第十三項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。
12	前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした地方公共団体に回答するものとする。
13	第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関の長に對し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた
14	前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした地方公共団体に通知するものとする。
15	内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
16	一 地域再生基本方針に適合するものであること。 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確實に実施されると見込まれるものであること。
17	内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができる。
18	内閣総理大臣は、内閣総理大臣が前項の処分を執行する場合にあっては、第十三条に「関係行政機関の長」という。の同意を得なければならない。
	内閣総理大臣は、第十五条の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
	（認定に関する処理期間）
<b>第六条</b>	内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十五項の認定に関する処分を行わなければならない。
2	関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十五項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十七項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。（都市再生整備計画等の提出）
<b>第六条の二</b>	地方公共団体は、第五条第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、併せて別表の上欄に掲げる計画を提出することができる。
2	内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による当該地域における地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五条第十五項の認定を行うものとする。
3	第一項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、それぞれ同表の中欄に掲げる大臣にその写しを送付したものとする。
4	別表の中欄に掲げる大臣が前項の規定による同表の上欄に掲げる計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について同表の下欄に掲げる提出又は送付があつたものとみなす。（認定地域再生計画の変更）
3	第一項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その旨を送付するものとする。
2	第五条第五項から第十八項まで及び前二条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。（報告の微収）
2	内閣総理大臣は、第五条第十五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
2	関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合は、認定地方公共団体に対し、同項各号に規定する事業及び措置の実施の状況について報告を求めることができる。
2	関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合は、認定地方公共団体に対し、同項各号に規定する事業及び措置の実施の状況について報告を求めることができる。（措置の要求）
<b>第九条</b>	内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業及び措置の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該事業及び措置の実施に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。（認定の取消し）
2	内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五条第十五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
2	前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに關し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
3	前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに關し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
4	第五条第十八項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。（認定地域再生計画に関する調整等）
<b>第十条の二</b>	認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。
2	内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。
3	内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に對し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(認定地方公共団体への援助等)

**第十一條** 認定地方公共団体は、地域再生本部に対し、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の地域再生に関する施策の改善についての提案をすることができる。

2 地域再生本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定地方公共団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

4 前項に定めるもののほか、国及び認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### 第四章 地域再生協議会

**第十二条** 地方公共団体は、第五条第一項の規定により作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

二 地域再生推進法人

三 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

4 一 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

5 二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

6 三 地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請ができる。

一 地域再生推進法人

二 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施しようとする者

3 前二号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、そ

11 の協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第一節 第一節

（まち・ひと・しごと創生交付金の交付等）

**第十三条** 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号に規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金（次項及び次条において「まち・ひと・しごと創生交付金」という。）を充てて行う事業に要する費用については、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 まち・ひと・しごと創生交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行う。（まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の特例）

**第十三条の二** 認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された第五条第四項第一号（イに係る部分に限る。）に規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であつて、地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設であるもの（同法第二百四十四条の二第一項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるもの含む。）の整備に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

#### 第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

**第十三条の三** 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

#### 第三節 地域再生支援利子補給金等の支給

**第十四条** 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする地域再生支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとなるようにならなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする地域再生支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高としなければならない。

4 政府は、利子補給契約により地域再生支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた地域再生支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により地域再生支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた地域再生支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときはその計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6	利子補給契約により政府が地域再生支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。
7	内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
8	指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
2	(特定地域再生支援利子補給金の支給)
9	政府は、認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第四号イに規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約（次項において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。
10	前項第二項から第六項までの規定は前項の規定により政府が結ぶ利子補給契約について、同条第七項及び第八項の規定は指定金融機関の指定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「地域再生支援利子補給金」とあるのは、「次条第一項の利子補給金（以下この条において「特定地域再生支援利子補給金」という。）」と、同条第三項から第六項までの規定中「地域再生支援利子補給金」とあるのは、「特定地域再生支援利子補給金」と、同条第七項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。
11	第四節 特定地域再生事業に係る課税の特例
12	特定地域再生計画に記載されている第五条第四項第四号ロに規定する内閣府令で定める事業を行う株式会社（地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当するものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けた場合に限る。）には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
13	第五節 特定地域再生事業に係る地方債の特例
14	認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第四号ハに規定する事業で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法第五条の規定にかかるわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。
15	第六節 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等
16	（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定等）
17	第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。）が第五条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に関する計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）を作成し、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が適切である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事（以下この条において「認定都道府県知事」という。）の認定を申請することができる。
18	一 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容及び実施時期
19	二 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において常に雇用する従業員の数その他従業員に関し内閣府令で定める事項

3	三 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
4	一 認定地域再生計画に適合するものであること。
5	二 特定業務施設において常に雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であることその他のとする。
6	三 内閣府令で定める要件に適合するものであること。
7	四 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とい）の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない。
8	五 第三項の規定は、前項の認定について準用する。
9	六 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第四項の業務）の実施を円滑化するため、認定事業者が認定地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に従つて地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。（認定事業者に対する課税の特例）
10	七 第十七条の三 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を円滑化するため、認定事業者が認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。（認定事業者に対する課税の特例）
11	八 第十七条の四 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
12	九 第十七条の五 認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員（当該特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。）を雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。（認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）
13	十 第十七条の六 地方税法第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、次に掲げる措置を講じた場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。
14	十一 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（産業基盤が整備されていることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）において特定業務施設を整備する事業（前号に掲げるものを除く。）
15	十二 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に記載した方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に係る

部分に限る。)に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さないこと又はこれらの方税に係る不均一の課税をすること。

二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税に対する不動産取得税又は当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さないことを受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであることを認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることを認められること。

四 地域来訪者等利便増進活動により受益事業者が受けと見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであることを認められること。

五 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないことを認められること。

六 認定市町村の長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の議会の議決を経なければならない。

七 認定市町村は、前項の議決を経ようとするときは、第七項の規定により提出された意見書の要旨を当該認定市町村の議会に提出しなければならない。

八 認定市町村は、第四項に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画について、第八項の認定をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者(都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第十七条の十において同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。

**第七節 地域来訪者等利便増進活動計画の作成等**

(地域来訪者等利便増進活動計画の認定等)

**第十七条の七 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地域来訪者等利便増進活動実施団体は、内閣府令で定めるところにより、地域来訪者等利便増進活動の実施に関する計画(以下「地域来訪者等利便増進活動計画」という。)を作成し、当該地域来訪者等利便増進活動計画が適当である旨の認定地方公共団体である市町村(以下「認定市町村」という。)の長の認定を申請することができる。**

九 認定市町村は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

一〇 認定市町村は、前項の議決を経ようとするときは、第七項の規定により提出された意見書の要旨を当該認定市町村の議会に提出しなければならない。

一一 認定市町村は、第八項に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画について、第八項の認定をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者(都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第十七条の十において同じ。)に協議を経なければならない。

一二 認定市町村の長は、前項の議決を経ようとするときは、第七項の規定により提出された意見書の要旨を当該認定市町村の議会に提出しなければならない。

一三 認定市町村は、第八項の認定を受けた地域来訪者等利便増進活動実施団体(以下「認定地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。)は、当該認定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、認定市町村の長の認定を受けなければならない。

一四 第三項及び第五項から第十二項までの規定は、前項の認定について準用する。

**第十七条の八 認定市町村は、前条第八項の認定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画(同条第十三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域来訪者等利便増進活動計画」という。)に基づき認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けと見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができる。**

一五 前項の場合において、その受益事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、認定市町村の条例で定める。

一六 市町村は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

一七 前項の場合においては、認定市町村は、条例で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。

一八 督促を受けた受益事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、認定市町村は、地方税の滞納処分の例により、負担金及び前項の延滞金(以下この条において単に「延滞金」という。)を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一九 延滞金は、負担金に先立つものとする。

二〇 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

二一 (交付金の交付等)

**第十七条の九 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとすが終了したときは、遅滞なく、当該交付金について精算しなければならない。**

二二 前項の規定により交付金の交付を受けた認定地域来訪者等利便増進活動実施団体は、計画期間が終了したときは、遅滞なく、当該交付金について精算しなければならない。

二三 前項の規定による認定の申請があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域来訪者等利便増進活動計画を当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

二四 前項の規定による認定の申請があつたときは、受益事業者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村に、意見書を提出することができる。

二五 認定市町村の長は、第一項の規定による認定の申請があつたときは、内閣府令で定めるところによつて、認定市町村に、意見書を提出することとする。

二六 認定市町村は、第一項の規定による認定の申請があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域来訪者等利便増進活動計画を当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

二七 前項の規定による認定の申請があつたときは、受益事業者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村に、意見書を提出することができる。

二八 認定市町村の長は、第一項の規定による認定の申請があつた場合は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村に、意見書を提出することとする。



## (中小企業信用保険法の特例)

**第十七条の十六** 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(次項及び第三項において単に「普通保険」という)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(第三項において単に「無担保保険」という)又は同法第三条の三第三項に規定する特別小口保険(第三項において単に「特別小口保険」という)の保険関係であつて、商店街活性化促進事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業者(同法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。)が当該事業を行うのに必要な資金に係るもの)の立地を誘導する施設(以下「誘導施設」という)並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するため認定市町村が講ずべき施策に関する事項。

上欄に掲げる同法の規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

## 第三条第一項 保険金額の合計額が

## 第三条の二第二項 保険金額の合計額が

## 第三条の二第一項 保険金額の合計額が

## 第三条の二第二項 保険金額の合計額が

## 5

## 4

## 四

## 三

## 二

業振興施設その他集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下この号において同じ。の立地を誘導すべき区域(以下「地域再生拠点区域」という)及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設(以下「誘導施設」という)並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項。

農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域(以下この号及び第十七条の十九において「農用地等保全利用区域」という)並びに当該農用地等保全利用区域において農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るために認定市町村が講ずべき策に関する事項。

前号に掲げるものほか、地域における持続可能な公共交通網の形成に関する施策との連携に関する事項その他の地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項。

地域再生土地利用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該誘導施設の種類及び規模

ロ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

ハ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

二 前号に掲げるもののほか、地域再生拠点区域における道路、公園その他の公共の用に供する施設及び建築物の整備並びに土地の利用に関する事項であつて、地域再生拠点の形成を図るために必要なものとして国土交通省令で定めるもの

認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項(同号の誘導施設(以下「整備誘導施設」という))の用に供する土地が農地又は採草放牧地であり、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地法第四条第六項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができるとして認められないこと。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれら土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができるとして認められないこと。

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれら土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができるとして認められないこと。

五 整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内の土地である場合にあつては、その周

辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

**6 認定市町村**（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）であるものを除く。）は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項（整備誘導施設の整備として市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十七条の二十二において同じ。）内において、当該整備誘導施設の建築（建築基準法第二条第三十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の二十二第一項において同じ。）の用に供する目的で行う開発行為（都市計画法第四条第十項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は当該整備誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該整備誘導施設とする行為（以下この項及び第十七条の二十二第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行なうに当たり、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならぬものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

**7 認定市町村**（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）であるものを除く。）は、地域再生土地利用計画（都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。）を作成したときは、あらかじめ、公聴会の開催

その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**8 第十一条** 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、地域再生土地利用計画の変更について準用する。その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**9 第十二条** 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行なうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他国土交通省令で定める事項を認定市町村の長に届け出なければならない。

**10 第十三条** 地域再生土地利用計画に記載された前条第三項第二号の誘導施設を有する建築物の建築行為を行なうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他国土交通省令で定める事項を認定市町村の長に届け出なければならない。

**11 第十四条** 当該地域再生土地利用計画に記載された前条第三項第二号の誘導施設を有する建築物の建築行為又は当該誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内において行われるもの除外。）

（建築等の届出等）

**第十七条の十八** 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行なうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他国土交通省令で定める事項を認定市町村の長に届け出なければならない。

**12 第十五条** 当該地域再生土地利用計画に記載された前条第三項第二号の誘導施設を有する建築物の建築行為を行なうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他国土交通省令で定める事項を認定市町村の長に届け出なければならない。

**13 第十六条** 当該地域再生土地利用計画に記載された前条第三項第二号の誘導施設を有する建築物の建築行為又は当該誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内において行われるもの除外。）

**14 第十七条** 当該地域再生土地利用計画（前条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）に記載された地域の区画形質の変更、建築物の建築その他の政令で定める行為（当該地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内において行われるもの除外。）

**15 第十八条** 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為
- 三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行なう行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

**四** **3 第一项の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を認定市町村の長に届け出なければならない。**

**4 認定市町村の長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。**

**5 認定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る地域再生拠点区域内の土地の取得又は当該届出に係る土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

（農用地等の保全及び利用に関する認定市町村の援助等）

**第十七条の十九** 認定市町村は、地域再生土地利用計画に即し、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者（次項において「所有者等」という。）に対し、当該農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

**2 第二十一条** 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行なつておらず、又は行わないおそれがある場合において、当該地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に對し、当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行うよう勧告することができる。

（農地等の転用等の許可の特例）

**第十七条の二十** 第十七条の十七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された同条第四項第一号イに規定する実施主体（次項において「誘導施設整備事業者」という。）が、当該地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

**2 第二十二条** 誘導施設整備事業者が、地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所持権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

**3 第二十三条** 第十七条の十七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行なう農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

**4 第二十四条** 市街化調整区域内において第十七条の十七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

**5 第二十五条** 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域に記載された整備誘導施設に係る建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において第十七条の規定に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

## 第十節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

**第十七条の二十三** 第五条第四項第九号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者（第十七条の十七第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができる。

2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する自家用有償旅客運送者について準用する。

### 第十一節 生涯活躍のまち形成事業計画の作成

**第十七条の二十四** 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載される生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

3 中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励その他の中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

2 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅（サービス付き高年齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）その他の高年齢者に適した住宅をいう。以下同じ。）及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高年齢者向け住宅を整備するに認定市町村が講ずべき施策に関する事項

3 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型サービス（同条第十四項に規定する地域密着型サービスをいい、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下同じ。）、介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型介護予防サービス（同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスをいい、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。）、第一号事業（同法第二百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業をいい、同号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。以下同じ。）その他の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。以下同じ。）及び当該介護サービスの提供体制を確保するに認定市町村が講ずべき施策に関する事項

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

1 協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主（国及

び地方公共団体以外の事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。次項及び第十七条の二十八第一項において同じ。）を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（次項及び同条第一項において「事業協同組合等」という。）のうち、同条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとするものに関する事項

2 生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業に関する次に掲げる事項  
イ 当該事業の実施主体  
ロ 当該有料老人ホームの所在地  
ハ その他厚生労働省令で定める事項

3 生涯活躍のまち形成地域において行われる居宅サービス事業（介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項  
イ 当該事業の実施主体  
ロ 当該事業を行う事業所の所在地  
ハ 居宅サービスの種類  
ニ その他厚生労働省令で定める事項

4 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型サービス事業（介護保険法第八条第十項に規定する地域密着型サービス事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項  
イ 当該事業の実施主体  
ロ 当該事業を行う事業所の所在地  
ハ 地域密着型サービスの種類  
ニ その他厚生労働省令で定める事項

5 生涯活躍のまち形成地域において行われる介護予防サービス事業（介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項  
イ 当該事業の実施主体  
ロ 当該事業を行う事業所の所在地  
ハ 介護予防サービスの種類  
ニ その他厚生労働省令で定める事項

6 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型介護予防サービス事業（介護保険法第八条の二第二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項  
イ 当該事業の実施主体  
ロ 当該事業を行う事業所の所在地  
ハ 地域密着型介護予防サービスの種類  
ニ その他厚生労働省令で定める事項

7 生涯活躍のまち形成地域において行われる第一号事業に関する次に掲げる事項  
イ 当該事業の実施主体  
ロ 当該事業を行う事業所の所在地  
ハ 第一号事業の種類  
ニ その他厚生労働省令で定める事項

8 生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け、当該生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者を一時的に宿泊させる事業であつて、その全部又は一部が旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。第十六条及び第十七条の三十四において同じ。）に関する次に掲げる事項  
イ 当該事業の実施主体  
ロ 当該宿泊の用に供する施設の所在地  
ハ その他厚生労働省令で定める事項

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に前項第一号に掲げる事項を記載しようとするとき

きは、当該事項について厚生労働省令で定めるところによれば、厚生労働大臣の同意を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は、当該事項に係る事業協同組合等が、その構成員である中小事業主に対しても介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、当該相談及び援助を行適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、同意をするものとする。

認定市町村は生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けない場合に限る。第十七条の三十三第一項において同じ。)を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十二条の二第二項の規定により充な替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十項によつて司(。)の規定により充な替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十項によつて司(。)の規定により充な替えて適用する場合を含む。

8 都道府県知事は、介護保険法第七十条第七項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、第六項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通じて相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画（同法第百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下同じ。）との調整を図る見地からの意見を求めるなければならない。

9 知しなければならない。  
前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第六項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。  
認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービスを行う地域密着型

サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第二項において同じ。)については、当該事項が同法第七十八条の二第四項(同法第七十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十四項において同じ。)の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

11 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けない場合に限る。第十七条の三十三第三項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合に於て、当該都道府県知事は、当該事項が同法第百五十五条の二第二項（同法第百

12 この場合において、当該者が府県知事に三語で書かれた同法第五十三条の二第二項（同法第五十五条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第五十五項において同じ。）の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十

14  
図る見地からの意見を申し出ることができる。  
一項の同意に關する道府県知事は、当該開発市町村の市町村介護保険事業団との調整を  
図る見地からの意見を申し出ることができる。

14  
同一の同意に關する意見を都道府県知事に申請する旨記載した認定申請書と同一の意見を申しことができる。  
認定市町村は、第四項第六号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第二項本文の指定を受けていらない場合に限る。第十七条の三十三第四項において同じ。）については、  
当該事項が同法第一百五十五条の十二第二項（同法第一百五十五条の十二の二第一項の規定により読み替

15 当該事項が同法第百十五条の十二第二項（同法第百十五条の十二の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十八項において同じ。）の規定により同法第五十条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

認定市町村（介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより第一号事業を行うものに限る。第十七条の三十六第十九項において同一の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十九項において同じ。）

じ一は、第四項第七号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の第一号事業を行う場合において当該第一号事業について当該認定市町村の長から同法第百十五条の四十五の三第一項の指定を受けていないときに限る。第十七条の三十三第五項において同じ。）については、当該事項が同法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものと

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第八号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業について旅館業法第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。第十七条の三十四において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第三条第二項又は第三項の規定による。

17 より同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

二十九項において「市町村高齢者居住安定確保計画等」ということの調和が保たれたものでなければならない。  
認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。  
第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、生涯活躍のまち形成事業計画の変更について準用する。

(地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案)  
**第十七条の二十五** 地域再生推進法人は、認定市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、その業務（認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係るものに限る。）を行なうために必要な生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をすることを提案することができることとする。この場合においては、当該提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えなければならぬ。

2 前項の規定による提案（次条及び第十七条の二十七において「生涯活躍のまち形成事業計画提案」という。）に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものでなければならない。

（生涯活躍のまち形成事業計画提案に対する認定市町村の判断等）

**第十七条の二十六** 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案が行われたときは、遅滞なく、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画（生涯活躍のまち形成事業計画）

形成事業計画提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる生涯活躍のまち形成事業計画をいう。次条において同じ。)の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。(生涯活躍のまち形成事業計画の作成等をしない場合にとるべき措置)

**第十七条の二十七** 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該生涯活躍のまち形成事業計画提案をした地域再生推進法人に通知しなければならない。(委託募集の特例等)

**第十七条の二十八** 同意事業協同組合等(生涯活躍のまち形成事業計画に記載されている事業協同組合等であつて第十七条の二十四第五項の同意に係るもの)の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等をして介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業(当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたものに限る。)の実施に係る必要な労働者の募集を行わせようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四十号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

同意事業協同組合等は、前項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるとこころにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五十三条第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「地域再生法第十七条の二十八第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

4 同意事業協同組合等が第一項に規定する募集に従事しようとする場合における職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の二十八第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。

5 厚生労働大臣は、同意事業協同組合等に対し、第十七条の二十四第五項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条の三十一** 認定市町村、都道府県、公共職業安定所並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合及び同条第二項に規定するシルバー人材センターは、生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたる同意事業協同組合等に対し、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策についての協力)

(中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策についての連携協力体制の整備)

**第十七条の三十二** 第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項(同条第十九項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかるわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する有料老人ホームにあつては、当該指定都市等の長。第十七条の四十第一項において同じ。)に届け出ることをもって足りる。

2 前項の有料老人ホーム(指定都市等の区域内に所在するものを除く。)を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄する市町村の長を経由してすることができる。この場合においては、老人福祉法第二十九条第四項の規定は、適用しない。

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)

**第十七条の三十三** 第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

3 第十七条の二十四第四項第五号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。

4 第十七条の二十四第四項第六号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

5 第十七条の二十四第四項第七号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。

(旅館業の許可の特例)



六 地域住宅団地再生区域において行われる住宅サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 居宅サービスの種類

ニ その他厚生労働省令で定める事項

七 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 地域密着型サービスの種類

ニ その他厚生労働省令で定める事項

八 地域住宅団地再生区域において行われる介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 介護予防サービスの種類

九 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 地域密着型介護予防サービスの種類

九 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業の実施主体

九 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業の実施主体

九 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

九 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

九 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

九 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

6 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、同号ハに掲げる事項の案を、当該地域住宅団地再生事業計画に当該事項を記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、認定市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項について、認定市町村に、意見書を提出することができる。

8 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会（当該認定市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該認定市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。以下この項において同じ。）に前項の規定により提出された意見書の要旨を提出し、同号ハに掲げる事項について、当該市町村都市計画審議会に付議し、その議を経なければならぬ。

9 地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

10 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第六号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の住宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第一項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

11 都道府県知事は、第四項第六号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において、前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

12 都道府県知事は、介護保険法第七十条第七項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、第十項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十項の同意に關し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

14 認定市町村は、第四項第七号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第二項において同じ。）については、当該事項が同法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができるものとする。

15 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第八号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第三項において同じ。）を記載しようとするときは、当該

- 事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第百十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。
- 都道府県知事は、介護保険法第百十五条の二第四項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、前項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通じなければならない。
- 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十五回の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 認定市町村は、第四項第九号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第四項において同じ。）については、当該事項が同法第百五十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができるものとする。
- 認定市町村は、第四項第十号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の第一号事業を行いう場合において当該第一号事業について当該認定市町村の長から介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定を受けていないときによる。第十七条の四十一第五項において同じ。）については、当該事項が同法第一百五十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができるものとする。
- 地域住宅団地再生事業計画は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び市町村高齢者居住安定確保計画等との調和が保たれたものでなければならぬ。
- 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、地域住宅団地再生事業計画の変更について準用する。
- 第十七条の三十七** 前条第四項第一号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項（同条第二十二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る住宅団地再生建築物整備事業を実施する区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第二十一項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）」の規定により公表された同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画に定められた同条第四項第一項ハに規定する基本的な方針（以下この条において「基本の方針」という。）に適合すると認め許可した場合その他」と、「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十六条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該各号に規定した認定市町村に対する当該各号に定める承認があつたものとみなす。
- （特別用途地区等に係る承認の特例）
- 第十七条の三十八** 次の各号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が第十七条の三十六第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る承認があつたものとみなす。

- 一 第十七条の三十六第四項第一号に掲げる事項建築基準法第四十九条第二項の承認  
二 第十七条の三十六第四項第三号に掲げる事項建築基準法第六十八条の二第五項の承認  
(都市計画の決定等の特例)
- 第十七条の三十九** 第十七条の三十六第四項第四号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に係る都市計画の決定又是変更がされたものとみなす。
- (有料老人ホームの届出の特例)**
- 第十七条の四十** 第十七条の三十六第四項第五号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームに記載する老福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもつて足りる。
- 2 前項の有料老人ホーム（指定都市等の区域内に所在するものを除く。）を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄する市町村の長を経由してすることができる。この場合においては、老人福祉法第二十九条第二項の規定は、適用しない。
- (居宅サービス事業等に係る指定の特例)**
- 第十七条の四十一** 第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。
- 2 第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。
- 3 第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。
- 4 第十七条の三十六第四項第九号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。
- 5 第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。
- 第十七条の四十二** 認定市町村が指定都市等である場合における第十七条の三十六第十項から第十三項まで及び第十五項から第十七項までの規定の適用については、同条第十項中「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画」とあるのは「認定市町村は」と、「第十七条の四十一第一項において同じ。」を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は



- 六 住宅団地再生貨物運送共同化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の運輸に関する協定を締結するときは、その内容
- 七 その他国土交通省令で定める事項
- 三 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、認定市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。
- （住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定）**
- 第十七条の四十七** 共同事業者は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
- 2 前項の規定による認定の申請は、認定市町村を経由して行わなければならない。この場合において、認定市町村は、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。
- 3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅団地再生貨物運送共同化実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事項が地域住宅団地再生事業計画に照らして適切なものであること。
- 二 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事項が当該住宅団地再生貨物運送共同化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業の実施主体が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号のいずれにも該当しないこと。
- 四 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業（外国人国際第一種貨物利用運送事業、貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。次項において同じ。）を除く。）に該当するものについては、当該事業の実施主体が同法第二十二条各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合するものであること。
- 五 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の実施主体が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第六条第一号から第三号までに掲げる基準に適合するものであること。
- 4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（貨物利用運送事業法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。
- 5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定市町村に通知するものとする。
- 6 第三項の認定を受けた者（以下「認定共同事業者」という。）は、当該認定を受けた住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。
- 7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。
- 8 國土交通大臣は、第三項の認定を受けた住宅団地再生貨物運送共同化実施計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定住宅団地再生貨物運送共同化

実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定共同事業者が認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について前条第三項の規定を受けていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定（第六項の変更の認定を含む。以下同じ。）に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### （貨物利用運送事業法の特例）

- 第十七条の四十八** 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらに規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。
- 2 認定共同事業者たる第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従つて同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従つて同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。

- 第十七条の四十九** 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について第十七条の四十七第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらに規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

- 2 認定共同事業者たる第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第二十条の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらに従つて同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において准用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従つて同項において准用する同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。

#### （貨物自動車運送事業法の特例）

- 第十七条の五十** 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について第十七条の四十七第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらに規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

#### （報告の徵収）

- 第十七条の五十一** 國土交通大臣は、認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された住宅団地再生道路運送利便増進事業又は認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施主体に対し、それぞれこれらの事業の実施の状況について報告を求めることができる。
- （独立行政法人都市再生機構の行う地域住宅団地再生事業計画の作成等に必要な調査等の業務）
- 第十七条の五十二** 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、認定市町村が認定地域再生計画に基づき地域住宅団地再生事業を行う場合において、当該認定市町村からの委託に基づき、地域住宅団地再生事業計画の作成又は地域住宅団地再生事業の実施に必要な調査、調整及び技術の提供の業務であつて、第十七条の三十六第三項第二号に規定する施設又は同項第三号に規定する高年齢者向け住宅の整備に係るものを行ふことができる。

(権限の委任)

**第十七条の五十三** この節に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところによる既存住宅活用農村地域等移住促進事業の実施に関することができる。

### 第十三節 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等

**（既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成）**

**第十七条の五十四** 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている既存住宅活用農村地域等移住促進事業の実施に関する計画（以下「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画」という。）を作成することができる。

**二 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、農業委員会その他農林水産省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。**

**三 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画には、農村地域等移住促進区域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。**

**一 農村地域等移住促進区域への移住の促進の方向性その他の既存住宅活用農村地域等移住促進事業に関する基本的な方針**

**二 農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等に必要な情報の提供又は費用の補助その他の農村地域等移住者による農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等を支援するため認定市町村が講ずべき施策に関する事項**

**三 農村地域等移住者による農村地域等移住促進区域内の既存の住宅に付随する農地若しくは採草放牧地又は就農のために必要な農地若しくは採草放牧地についての農地法第三条第一項本文に掲げる権利の取得を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項**

**四 前号に掲げるもののほか、農村地域等移住者らが農農を希望する者に対する農業の技術に関する助言、研修又は情報の提供その他の農村地域等移住者の就業の促進を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項**

**五 前各号に掲げるもののほか、既存住宅活用農村地域等移住促進事業の実施のために必要な事項**

**四 都市計画法等による処分についての配慮**

**五 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。**

**六 第一項、第二項及び前二項の規定は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の変更について準用する。**

**（都市計画法等による処分についての配慮）**

**第十七条の五十五** 国の行政機関の長又は都道府県知事は、前条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により公表された既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に記載された農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等のため、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

**（地域農林水産業振興施設整備計画の作成）**

**第十七条の五十六** 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載される地域農林水産業振興施設の整備に関する計画（当該地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地であり、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けるなければならないものに係るものに限る。以下「地域農林水産業振興施設整備計画」という。）を作成することができる。

**（地域農林水産業振興施設整備計画の作成）**

**二 認定市町村は、前項の協議を行った場合には、都道府県知事、農業委員会その他農林水産省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。**

**三 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。**

**一 第五条第四項第十三号に規定する事業の実施主体**

**二 地域農林水産業振興施設の種類及び規模**

**三 地域農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積**

**四 その他の農林水産省令で定める事項**

**五 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。**

**一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。**

**二 農地法第四条第六項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。**

**三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。**

**四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地を農地以外のものにするために周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第十号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。**

**五 地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。**

**六 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、「第一項中「係る」とあるのは「係るものであつて、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号に」とする。**

**（農地等の転用等の許可の特例）**

**第十七条の五十七** 前条第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五条第四項第十三号に規定する事業の実施主体（次項において「地域農林水産業振興施設整備事業者」という。）が、当該地域農林水産業振興施設整備計画に従つて地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

**二 地域農林水産業振興施設整備事業者が、地域農林水産業振興施設整備計画に従つて地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。**

**（農用地区域の変更の特例）**

**第十七条の五十八** 第十七条の五十六第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

**第十五条** 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

**第十七条の五十九** 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十二条第一項第一号から第十二号までに掲げる業務のほか、認作成することができます。

<p>定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>一 当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣</p>
<p>二 当該認定地方公共団体に対する助言</p>
<p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務</p>
<p>四 地域再生を図るために行う事業を行いうるものとする。 (推進法人の業務)</p>
<p>2 前項の規定により株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務が営まれる場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第三十七条第一項第六号中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十九第一項各号に掲げる」と、同法第五十二条第一項第十三号中「前各号」とあるのは「前各号及び地域再生法第十七条の五十九第一項各号」と、同法第六十二条及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は地域再生法」と、同法第六十六条中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法第十七条の五十九第一項各号に掲げる」と、同法第九十二条中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十三条第一項(地域再生法第十七条の五十九第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第六十三条第一項」と、同法第九十三条第八号中「第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項(地域再生法第十七条の五十九第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。</p>
<p>3 第十六条 構造改革特別区城計画等の認定等の手続の特例</p>
<p>(構造改革特別区城計画の認定の手続の特例)</p>
<p>四 地域再生の推進に関する調査研究を行うこと。</p>
<p>五 前各号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な業務を行うこと。</p>
<p>三 第十五条第二項第二号に規定する事業を行うことと又は当該事業に参加すること。</p>
<p>二 第十五条第二項第二号に規定する事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。</p>
<p>一 地域再生を図るために行う事業を行いうるものとする。</p>
<p>2 第二十一条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第三号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。</p>
<p>(監督等)</p>
<p>三 第二十二条 地方公共団体の長は、第二十条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p>
<p>2 地方公共団体の長は、推進法人が第二十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
<p>4 地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
<p>3 地方公共団体の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第十九条第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p>
<p>4 地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
<p>(情報の提供等)</p>
<p>三 第二十三条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。</p>
<p>二 第二十三条 第二章 地域再生本部</p>
<p>(設置)</p>
<p>三 第二十四条 地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、地域再生本部</p>
<p>(以下「本部」という。)を置く。</p>
<p>二 第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>
<p>(所掌事務)</p>
<p>一 地域再生基本方針の案の作成に關すること。</p>
<p>二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見(第五条第十六項の規定により内閣総理大臣に對し述べる意見をいう。)に關すること。</p>
<p>三 認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施のための施策の総合調整及び支援措置の推進に關すること。</p>
<p>四 前二号に掲げるもののほか、地域再生基本方針に基づく施策の実施の推進に關すること。</p>
<p>五 前各号に掲げるもののほか、地域再生に關する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。</p>
<p>(組織)</p>
<p>三 第二十六条 本部は、地域再生本部長、地域再生副本部長及び地域再生本部員をもつて組織する。</p>
<p>(地域再生本部長)</p>
<p>三 第二十七条 本部の長は、地域再生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。</p>
<p>2 地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p>
<p>3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。</p>

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(地域再生副本部長)

**第二十九条** 本部に、地域再生副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、副本部長の職務を助ける。

(地域再生副本部員)

**第二十九条** 本部に、地域再生副本部員（次項において「副本部員」という。）を置く。

2 本部員は、副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第三百一十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に對して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

**第三十一条** 本部に係る事項（主任の大臣）

(主任の大臣)

は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

**第八章 雜則**

(職員の派遣の要請又はあつせん)

**第三十四条** 地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(職員の派遣の配慮)

**第三十五条** 地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(情報の公表)

**第三十六条** 内閣総理大臣は、地域再生を図るために行う事業に係る支援措置の内容に關する情報をその他の政府の地域再生に關する施策に關する情報を、インターネットの利用その他 の方法により公表するものとする。

(内閣府令への委任)

**第三十七条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、内閣府令で定めることとする。

**第九章 罰則**

**第三十八条** 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十九条** 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の二十八第二項の規定に違反して、届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定による指示に従わなかつた者

四 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十五 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十九 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十三 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十四 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十五 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十六 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十八 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十九 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十一 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十二 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十三 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十四 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十五 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

は「特例民法人」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第一二十三号)附則第五十五条、第六十五条、第八十四条及び第八十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法の規定の」と、同条第二項中「とする」とあるのは「とする。ただし、当該指定の日から起算して二年を経過した日が平成二十五年十二月一日以降に到来する場合には、当該指定の有効期間は、当該指定の日から同年十一月三十日までとする」とする。

#### 附 則 (平成二二年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第百四十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。)、第十二条、第十四条(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第九十九号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項の改正規定に限る。)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第一条及び第十三条の改正規定を除く。)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第三条、及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百四条、第一百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第一百四条、第一百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第一百四条、第一百二十一条(都市再開発法第二百三十三条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第一百三十二条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二百三十三条の改正規定に限る。)、第一百三十三条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二百四十七条の改正規定に限る。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十二条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第一百五十三条、第一百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十二条第一項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二十二条の改正規定に限る。)、第一百五十九条、第一百六十一条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する法律第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には、当該協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には、削る部分を除く。)並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第一百六十三条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百三十

(政令への委任) 第八十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二四年九月五日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二六年一月二八日法律第一二八号) 抄

(検討) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、魅力ある就業の機会の創出並びに地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の総合的かつ効果的な整備のための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後一年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二七年六月二六日法律第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第五十号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置) 第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対する地域再生法第十七条の十七第七項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(検討) 第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、認定地域再生計画(この法律による改正後の地域再生法(以下この条において「新法」という。)第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

#### 附 則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄



(罰則の適用に関する経過措置)

**第四十八条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第四十九条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (平成三〇年五月一八日法律第二三二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成三〇年六月一一日法律第三八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の地域再生法(以下「旧法」という。)第五条第十五項の認定(旧法第七条第一項の変更の認定を含む。)を受けている旧法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画は、この法律による改正後の地域再生法(次項及び附則第五条において「新法」という。)第五条第十五項の認定を受けた同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画とみなす。

**第二条** この法律の施行の際現に旧法第十七条の二第三項の認定(同条第四項の変更の認定を含む。)を受けている同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画及びこれに従つて実施されている旧法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業は、それぞれ新法第十七条の二第三項の認定を受けた同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及びこれに従つて実施される新法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務等特定業務施設整備事業とみなす。

**第三条** この法律の施行の日前に旧法第十六条の確認を受けた株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、同条の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画(新法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他この新法の施行の状況について検討を行ふ。

**附 則** (令和元年一二月六日法律第六六号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、この法律による改正後の地域再生法(以下この条において「新法」という。)第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいふ。に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他この新法の施行の状況について検討を行ふ。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画(この法律による改定の政令)

再生法(以下この条において「新法」という。)第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいふ。に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他この新法の施行の状況について検討を行ふ。

**附 則** (令和二年六月三日法律第三六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定

二 第三十一条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定

**附 則** (令和二年六月一〇日法律第四三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和二年六月一一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりな

おその効力を有するものとされた同法第十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一條(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定

二 第五十九条(見出しを含む。)及び第十九条(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第二十八条の規定

**附 則** (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第五十九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第二十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定

二 略

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定

四 第二条(見出しを含む。)及び第三条(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第二十条の規定

五 第二条(見出しを含む。)及び第三条(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第二十条の規定

(政令への委任)  
第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。  
(政令への委任)

第二十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年一一月一六日法律第一〇〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 略  
二 第五十二条の改正規定及び次項の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 (令和六年四月一九日法律第一七号) 抄

(施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月八日法律第一九号) 抄

第一条 (令和六年四月一日から施行する。  
(政令への委任)

第二条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。  
別表 (第六条の二関係)

都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)	第四十六条第一項の規定により作成した都市再生整備計画	国土交	同法第四十七条第一項の規定による提出	大臣
都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成した立地適正化計画(同条第二項第四号に掲げる事項(同法第四十六条第一項の規定による提出	国土交	同法第八十三条第一項の規定による提出	大臣	
の土地の区域における同条第二項第二号又は第三号に掲げる事業又				

は事務であつて市町村又は同条第三項第一号に規定する特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。)が記載されているものに限る。)

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する法律(平成十七年法律第七十九号)第六条第一項の規定によつて作成した地域住宅計画

特別措置法(平成十九年法律第四十八号)第五条第一項の規定により作成した法農林水土同法第七条第一項の規定による提出

地域公共交通の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第五条第一項の規定により作成した法農林水土同法第十九条第一項の規定による提出

基盤整備計画(平成二十年法律第三十九号)第四条第一項の規定により作成した法農林水土同法第五条第十一項の規定による提出

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第十九号)第五条第一項の規定により作成した法農林水土同法第十九条第一項の規定による提出

該地域公共交通計画の変更があつたときは、その変更後のもの)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第十九号)第五条第一項の規定により作成した法農林水土同法第五条第十一項の規定による提出

該地域公共交通計画の変更があつたときは、その変更後のもの)

該地域公共交通計画の変更があつたときは、その変更後のもの)